



熊本県公報

第 1 1 7 2 6 号
平成 20 年 8 月 1 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業所の指定（福祉用具貸与）……………（高齢者支援総室） 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防福祉用具貸与）……………（ 〃 ） 2
- 沖新漁港区域に係る海岸保全区域の廃止……………（漁港漁場整備課） 2
- 浸水想定区域の公表……………（河川課） 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定……………（社会福祉課） 2
- 熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項……………（経営金融課） 5
- 飽託海岸保全区域指定の変更……………（農村整備課） 6
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 6
- 保安林の指定に関する予定……………（ 〃 ） 7

公 告

- 土地改良区の合併認可……………（農村計画・技術管理課） 7
- 本渡港港湾計画の変更の概要に関する公示……………（港湾課） 7
- 土地改良事業の工事完了……………（農村計画・技術管理課） 8
- 土地改良区役員の新任及び就任……………（ 〃 ） 8
- 開発行為工事完了公告……………（建築課） 9

登 載 依 頼

- 平成20年度第1回熊本県保健医療推進協議会の開催……………（医療政策総室） 10
- 平成20年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催……………（土木技術管理室） 10
- 熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に係る落札者の決定……………（教育政策課） 10
- 道路交通法第108条の4第1項の規定による指定講習機関（取消処分者講習）の告示……………（警察本部運転免許試験課） 11

告 示

熊本県告示第701号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本診療協力社 熊本市九品寺五丁目9番2号	株式会社熊本診療協力社	平成20年8月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本診療協力社 熊本市九品寺五丁目9番2号	株式会社熊本診療協力社	平成20年8月1日

熊本県告示第702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本診療協力社 熊本市九品寺五丁目9番2号	株式会社熊本診療協力社	平成20年8月1日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本診療協力社 熊本市九品寺五丁目9番2号	株式会社熊本診療協力社	平成20年8月1日

熊本県告示第703号

昭和51年1月28日熊本県告示第95号（漁港区域にかかる海岸保全区域の指定）により指定した沖新漁港海岸の海岸保全区域は、廃止する。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第704号

次の河川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項の規定により、公表する。
その関係図面は、熊本県土木部河川課及び当該河川を管理する関係地域振興局又は熊本土木事務所に備え置き、閲覧に供する。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

河川名

1 一級河川白川水系 白川	2 一級河川菊池川水系 繁根木川
3 二級河川境川水系 境川	4 二級河川行末川水系 行末川
5 二級河川菜切川水系 菜切川	6 二級河川浦川水系 浦川
7 二級河川関川水系 関川	8 一級河川菊池川水系 岩野川
9 二級河川氷川水系 氷川	10 二級河川氷川水系 河俣川
11 二級河川鏡川水系 鏡川	12 二級河川水無川水系 水無川
13 二級河川二見川水系 二見川	14 二級河川水俣川水系 湯出川
15 二級河川今泉川水系 今泉川	16 二級河川松原川水系 松原川
17 二級河川志岐川水系 志岐川	18 二級河川上津深江川水系 上津深江川

熊本県告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有明ケアサポート荒尾介護ステーション 荒尾市下井手1199番地14	有限会社有明ケアサポート 福岡県大牟田市健老町424番地	平成20年6月1日
有明ケアサポート玉名介護ステーション 玉名市岱明町下前原607番地	有限会社有明ケアサポート 福岡県大牟田市健老町424番地	平成20年6月1日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田字乾原1 089番地1	株式会社メデカジャパン 埼玉県鴻巣市天神三丁目673	平成20年6月9日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	株式会社優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	平成20年6月16日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
有明ケアサポート荒尾介護ステーション 荒尾市下井手1199番地14	有限会社有明ケアサポート 福岡県大牟田市健老町424番地	平成20年6月1日
有明ケアサポート玉名介護ステーション 玉名市岱明町下前原607番地	有限会社有明ケアサポート 福岡県大牟田市健老町424番地	平成20年6月1日
和楽荘訪問介護事業所 玉名郡和水町平野1300番地	社会福祉法人三加和福祉会 玉名郡和水町平野1300番地	平成20年6月5日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
公立玉名中央病院訪問看護ステーション 玉名市中1917番地1	玉名市玉東町病院組合 玉名市中1950番地	平成20年5月1日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
和楽荘通所介護事業所 玉名郡和水町平野1300番地	社会福祉法人三加和福祉会 玉名郡和水町平野1300番地	平成20年6月5日

(介護予防通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設ケーナ・ガーデン 天草市河浦町河浦4778番地3	医療法人社団野田会 天草市河浦町河浦4978番地1	平成20年4月1日

医療法人親仁会野ばら診療所 荒尾市野原1585番地9	医療法人親仁会 福岡県大牟田市歴木4番地65	平成20年4月1日
(介護予防短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
くまもと長寿苑そよ風 阿蘇郡西原村大字布田字乾原1 089番地1	株式会社メデカジャパン 埼玉県鴻巣市天神三丁目673	平成20年6月9日
和楽荘短期入所生活介護事業所 玉名郡和水町平野1300番地	社会福祉法人三加和福祉会 玉名郡和水町平野1300番地	平成20年6月5日
(介護予防短期入所療養介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
介護老人保健施設ケーナ・ガーデン 天草市河浦町河浦4778番地3	医療法人社団野田会 天草市河浦町河浦4978番地1	平成20年4月1日
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	株式会社優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	平成20年6月16日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	株式会社優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	平成20年6月16日
(特定介護予防福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	株式会社優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	平成20年6月16日
(居宅介護支援)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
オー・エム・エス 下益城郡美里町中小路897番地	有限会社オー・エム・エス 下益城郡美里町中小路897番地	平成20年6月1日

居宅介護支援事業所みのり 八代市郡築四番町40番地8	株式会社みのり 八代市郡築四番町40番地8	平成20年6月6日
リラックスプラン居宅介護支援 事業所 菊池市大琳寺292番地5	株式会社river 菊池市大琳寺292番地5	平成20年6月11日
優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	株式会社優光 球磨郡多良木町大字多良木12 85番地	平成20年6月16日

(介護予防支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
南関町地域包括支援センター 玉名郡南関町小原1857番地	南関町 玉名郡南関町大字関町1316 番地	平成20年6月5日
荒尾市地域包括支援センター 荒尾市増永632番地	荒尾市 荒尾市宮内出目390番地	平成20年5月1日

熊本県告示第706号

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県中小企業高度化資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県中小企業高度化資金貸付要項（平成2年熊本県告示第816号）の一部を次のよ
うに改正する。

第20条の見出しを「（償還猶予）」に改め、同条中「1年を限度として」を削る。

第20条の2を次のように改める。

第20条の2 削除

第20条の3中「倒産等」を「倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若し
くは特別清算開始の申立又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行って
いる金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に
対してされる事態をいう。以下同じ。）及び廃業（以下「倒産等」という。）」に改める。

第20条の5第1号中「第20条の2」を「第20条」に改め、「複数年の」を削る。

別表第4中の

右の対象となる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨 時措置法（平成9年法律第28号）第8条第2項に規定する承認高度 化等計画、第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画第24 条第2項に規定する承認進出計画、又は第26条第2項に規定する 承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、経営 改革事業、企業合同 事業、集団化事業
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------

を削る。

別記第11号様式を次のように改め、第12号様式を削る。

別記第11号様式（第20条関係）

中小企業高度化資金約定償還猶予申請書

年 月 日

熊本県知事

様

名 称
代表者名
所在地
電話番号

年度において貸付けを受けた中小企業高度化資金について、熊本県中小企業高
度化資金貸付要項第20条の規定に基づき下記の通り償還を猶予くださるよう申請します。

記
1 償還猶予を申請する約定償還金及び償還猶予希望額

約 定 日	約 定 償 還 額	償 還 猶 予 希 望 額
年 月 日	円	円
年 月 日	円	円
年 月 日	円	円

2 償還猶予を申請する理由

(添付書類)

- 1 貸付先の沿革（設立の目的、事業計画の概要）
- 2 業績不振理由、これまでの改善策とその効果
- 3 収支予想
- 4 借入明細、他金融機関別対応状況
- 5 関係機関（指導機関、行政機関、金融機関、組合及び組合員）の協力状況
- 6 連続貸借対象表・損益計算書
- 7 資金繰実績表、資金繰予定表
- 8 経営改善計画書（組合及び組合員）
- 9 貸付先の固定資産名寄帳兼課税台帳
- 10 保証人調査表
- 11 その他県が要求する資料

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

熊本県告示第707号

昭和33年熊本県告示第334号（海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

農林水産省農村振興局所管の有明海の部飽託海岸の項を次のように改める。

有明海	飽託海岸	区域の位置	
		区域の位置	熊本市沖新町字白川尻、字高砂、字2番、字3番、字4番地先、海岸堤防及び護岸延長3480.2メートル 起点熊本市沖新町字船場3484番地（基点沖新海岸堤防起点）より終点熊本市沖新町字白川尻4943番地基点から点1号、2号、3号、4号を通る3480.2メートルの地点を結ぶ堤防及び護岸
		陸域側境界	起点から点1号まで延長2299.7メートルの区間及び点4号から終点まで延長82.0メートルの区間は堤防外法尻から汐遊池内堤内法尻まで、点1号、2号、3号、4号を結ぶ延長1098.5メートルの区間は護岸外法尻から内法尻先2メートルまで
		水域側境界	堤防外法尻から海面500メートルの地点まで
		保全区域	陸域側境界線と水域側境界線とに挟まれた区域

熊本県告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町大字津奈木字龍岩1914の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字龍岩1914の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県葦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第709号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大川内字後藤寺1034の1、字後藤寺平1069、1074、1075の1から1075の4まで、1076の5、1076の7、1076の10、1076の15、1076の17、1078

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字後藤寺1034の1・字後藤寺平1069・1074・1075の2・1075の3・1076の17・1078(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県葦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第534号

人吉市上林町1370番地1越替長雄ほか8名から申請のあった土地改良区の合併については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により平成20年7月23日付けで認可したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、合併により設立する土地改良区及び合併により解散する土地改良区は、次のとおりである。

平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 合併により設立する土地改良区

名 称	ひとよし土地改良区
所在地	人吉市

2 合併により解散する土地改良区

名 称	人吉土地改良区	南人吉土地改良区	田代土地改良区
所在地	人吉市	人吉市	人吉市

熊本県公告第535号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第10項の規定により、本渡港港湾計

画の変更の概要を次のとおり公告する。
平成20年8月1日

本渡港港湾管理者 熊本県
代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 本渡港港湾計画の変更の概要
(1) 土地造成及び土地利用計画

(単位：ヘクタール)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	交通機 能用地	緑地	都市機 能用地	合計
大矢崎地区	(1) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(11) 11	6	(12) 18

- 注1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。
注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 港湾計画縦覧の場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部港湾課

熊本県公告第536号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設、 区画整理、 農業用道路	吉次（植木町）	平成11年10月7日	平成20年3月31日	熊本県
農業用排水施設	鹿本北部（寺島工区）（山鹿市）	平成17年11月25日	平成18年3月20日	熊本県
農業用排水施設	鹿本北部二期（一ノ瀬工区）（山鹿市）	平成19年12月27日	平成20年3月26日	熊本県

熊本県公告第537号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成20年8月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中嶋 憲正	山鹿市鹿本町石淵593番地
理事	平本 秀秋	山鹿市鹿本町高橋485番地
理事	古澤 勝	山鹿市鹿本町津袋308番地
理事	佐藤 明宣	山鹿市鹿本町庄1104番地
理事	大嶋 行男	山鹿市鹿本町石淵1033番地
理事	米井 伸一	山鹿市鹿本町下高橋677番地の1
理事	小川 憲輝	山鹿市鹿本町小嶋378番地
理事	中山 房一	山鹿市鹿本町来民783番地
理事	宮本 良一	山鹿市鹿本町来民1452番地
理事	東 誠一	山鹿市鹿本町御宇田2128番地
理事	赤星 励	山鹿市鹿本町梶屋1387番地
理事	秋吉 孝弘	山鹿市鹿本町中富422番地
理事	小材 敏博	山鹿市鹿本町中川2085番地
理事	隈部 誠一	山鹿市鹿本町中川917番地
理事	松永 敬志	山鹿市鹿本町分田2060番地
理事	衛藤 恭男	山鹿市鹿本町下分田811番地の2
理事	前田 正敏	山鹿市鹿本町下分田757番地
理事	後藤 信也	山鹿市鹿本町小柳1013番地
理事	小田 茂光	山鹿市鹿本町千田2209番地
理事	竹下 徹秋	山鹿市菊鹿町下永野1167番地
理事	堤 祐一	山鹿市菊鹿町木野453番地
理事	徳丸 一成	山鹿市菊鹿町長207番地
理事	富田 輝弘	山鹿市藤井149番地
理事	松森 尚	山鹿市藤井332番地
理事	家入 未人	山鹿市方保田1610番地の1
監事	坂本 隆一	山鹿市鹿本町梶屋710番地
監事	岩下 勝紀	山鹿市方保田161番地の1
就任		
理事	古澤 勝	山鹿市鹿本町津袋308番地
理事	平本 和幸	山鹿市鹿本町高橋351番地1
理事	星子 正章	山鹿市鹿本町庄524番地3
理事	津留 一也	山鹿市鹿本町石淵85番地
理事	渡辺 茂男	山鹿市鹿本町下高橋267番地
理事	渡邊 孝	山鹿市鹿本町小嶋311番地
理事	中山 祥治	山鹿市鹿本町来民753番地
理事	大島 義春	山鹿市鹿本町御宇田2136番地
理事	宮本 義雄	山鹿市鹿本町来民1498番地6
理事	福島 健治	山鹿市鹿本町梶屋1376番地
理事	福谷 秀一	山鹿市鹿本町梶屋227番地
理事	小材 誠博	山鹿市鹿本町中富240番地
理事	小村 敏一	山鹿市鹿本町中川2085番地
理事	村上 正一	山鹿市鹿本町分田342番地3
理事	富守 信一	山鹿市鹿本町中分田412番地
理事	森本 健一郎	山鹿市鹿本町下分田955番地
理事	後藤 信也	山鹿市鹿本町小柳1013番地
理事	小田 幸一	山鹿市鹿本町千田1902番地1
理事	小澄 武雄	山鹿市菊鹿町下内田1632番地
理事	野中 國次	山鹿市菊鹿町宮原202番地
理事	井上 鶴喜	山鹿市菊鹿町池永75番地
監事	隈部 誠一	山鹿市鹿本町中川917番地
監事	金光 清	山鹿市菊鹿町木野284番地

熊本県公告第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成20年8月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町新山二丁目3190番1182
 480.90平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 菊池郡菊陽町新山一丁目2番24号

中村 一臣

登載依頼

熊本県保健医療推進協議会公告第1号

平成20年度第1回熊本県保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。
平成20年8月1日

熊本県保健医療推進協議会

- 1 開催日時
平成20年8月7日（木）午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 議題
（1）熊本市・富合町の編入合併に係る第5次熊本県保健医療計画変更（案）について
（2）平成20年度保健医療関係主要事業説明
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部医療政策総室内）
（電話 096-333-2204）

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第3号

平成20年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。
平成20年8月1日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成20年8月12日（火）
13時00分から17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
（1）平成20年度熊本県公共事業再評価対象事業（第3回監視委員会詳細審議終了分を除く。）について（詳細審議）
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話096-383-1111 内線6056 ダイヤルイン 096-333-2490

熊本県教育委員会公告第13号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年規則第80号）第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成20年8月1日

熊本県教育長 山本 隆生

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県教育情報化推進事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
ア 教育用コンピュータ 308セット
イ サーバ 5セット

- ウ その他周辺機器及びソフトウェア
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育政策課広報・情報班
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
平成20年7月17日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECリース株式会社熊本支店
熊本県熊本市水道町8番6号
- 5 落札金額（月額）
774,585円（うち消費税及び地方消費税の額36,885円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成20年6月6日

熊本県公安委員会告示第15号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により告示する。

平成20年8月1日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
株式会社 天草自動車学園 天草市亀場町亀川 70番地4 田中正友	大矢野自動車学校 上天草市大矢野町中2443番地2	取消処分者講習	平成20年8月1日